

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島JFEアクアソリューション株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。
本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解設備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。
本設備は、月島機械㈱により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。本修繕にて実施する試運転や性能確認などは補機類も含め総合的な調整を要することから施工業者からアフターサービスを移管されている上記業者以外では行うことができない。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場ITV設備ネットワークデジタルレコーダ修繕
- 2 業者名 (株) 国際電気 北海道支店
- 3 特定理由

当該機器については、業者独自の技術開発により製作したものであり、製造元のみが保有する設計・製造及び構造に関するデータがなければ修繕ができない。

上記業者は、対象機器の製造元である日立製作所から対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上により、上記業者でなければ本修繕を行うことはできない。

- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川第2浄水棟送泥ポンプ修繕

2 業者名 株式会社 日星電機

3 特定理由

本修繕の対象であるポンプ設備は、排泥池に蓄積された汚泥を排水処理施設へ圧送するものである。

修繕内容は、故障したポンプ本体の分備整備及び部品交換を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は白川第2浄水棟送泥ポンプ専用に設計・製作されたもので、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。

上記業者は、対象機器の製造元である(株)日立製作所から整備・メンテナンスを移管された唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場No.5・6沈澱池フロキュレータ設備整備修繕
- 2 業者名 水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象機器であるフロキュレータ設備は、凝集剤を注入した原水中に良質なフロックを形成するために原水を緩やかに攪拌するための設備であり、浄水処理に置いて必要不可欠な設備である。
本設備は、株式会社荏原製作所が設計・製造及び納入したものであり、軸受摩耗面の施工方法はメーカー独自技術であるセラミック溶射で施工されており、また各鋳造部品の型についてはメーカーでしか有していないため、他社での整備は不可能である。
上記業者は製造元からその整備を移管され設計に関する情報や技術を共有している唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。